

平成27年12月17日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第18日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第60号 公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定について
2. 議案第61号 上天草市防災対策推進条例の制定について
3. 議案第62号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第63号 上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
5. 議案第64号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
6. 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）（所管部門）

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）（所管部門）
2. 議案第73号 あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）
3. 議案第74号 字の区域の変更について（阿村港区）
4. 議案第75号 あらたに生じた土地の確認について（二間戸港区）
5. 議案第76号 字の区域の変更について（二間戸港区）
6. 議案第77号 指定管理者の指定について（上天草物産館さんばーる）
7. 議案第78号 指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）
8. 議案第79号 指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）
9. 議案第80号 指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台）
10. 議案第81号 指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第65号 上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第66号 上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

3. 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算(第8号)(所管部門)
4. 議案第68号 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
5. 議案第69号 平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算(第3号)
6. 議案第70号 平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第4号)
7. 議案第71号 平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
8. 議案第72号 平成27年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)
9. 議案第82号 指定管理者の指定について(上天草市大矢野総合スポーツ公園)
10. 議案第83号 指定管理者の指定について(上天草市松島総合運動公園)

日程第 4 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算(第8号)

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長	田中 勝毅				
1番	何川 誠	2番	嶋元 秀司	3番	切通 英博
4番	塩田 真一	5番	何川 雅彦	6番	宮下 昌子
7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	北垣 潮	11番	島田 光久	14番	園田 一博
15番	桑原 千知	16番	渡辺 勝也	17番	津留 和子

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	教 育 長	藤本 敏明
総務企画部長	川端 義孝	市民生活部長	緒方 雅文
建設部長	澤村 弘史	経済振興部長	村川 和敬
教育部長	舛本 伸弘	健康福祉部長	野崎 秀満
上天草総合病院事務部長	松本 精史	総務課長	和田 好正
財政課長	坂田 結二	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 山 下 正 局 長 補 佐 海 崎 竜 也
主 事 木 本 臣 英

開 議 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（田中 勝毅君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議において、総務常任委員会に付託しました議案第60号、公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定について、ほか5件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） おはようございます。よろしく申し上げます。

総務常任委員長報告をいたします。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る12月11日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第60号、公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定についてでございますが、委員から、公益的法人等とは具体的にどのような団体が該当するのかと質疑があり、執行部から、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人法に規定された一般地方独立行政法人、国民年金連合会、健康保険組合など特別の法律により設立された法人、全国市長会、全国議長会等、地方自治法に規定された団体が該当すると答弁がありました。本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、上天草市防災対策推進条例の制定についてでございますが、委員から、事業者について、本会議において建設業協会、設備業協会と連携する旨の説明があったが、そのほかにどのような事業者を想定しているのかと質疑があり、執行部から、災害が発生した場合、従業員やお客様の安全を確保することが必要となることから、建設業協会等に限らず、市内ショッピングセンター等の商業施設や従業員を雇用している事業所等を想定していると答弁がありました。

この答弁に対し委員から、今後は事業者の防災訓練への参加等を促していくのかと質疑があり、執行部から、現段階では事業者を巻き込んだ防災訓練の実施は計画していないが、本条例の制定

を受けて、各事業所の防災訓練への参加の検討や各事業所における避難誘導訓練等の実施をお願いしてまいりたいと答弁がありました。

本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてでございますが、委員から、個人番号を有しない個人、法人とあるが、これはどのような場合を想定しているのかと質疑があり、執行部から、日本国内に住民票を有していない個人及び法人格を持たない一部の団体については、個人番号や法人番号を有しないこととなると答弁がありました。本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第64号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件について慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、まず総務企画部所管について、執行部から、樋島地区下桶川土地（白地）購入費について、公有財産購入費について、市道不動神社線の一部を新たに認定することに伴い、道路所有者と財産の交換手続を行うため、龍ヶ岳町樋島下桶川の白地を代替地として取得するもので、取得後は、個人所有の道路用地と交換し、市道認定及び登記事務を実施する。また、本道路は、地域にとって重要な道路であり、本区間の市道認定については、下桶川地区から認定の要望書が提出されていることから、市として行うべきことは、市道を認定し、地域住民の民心安定を図るため、道路登記に係る土地問題を解決することと考えていると説明がありました。

委員から、樋島地区下桶川（公衆用道路）地積測量図作成業務委託料及び樋島地区下桶川土地（白地）購入費について、所有者の公衆用道路と白地を交換することについては特に意見はないが、まずは基礎部分及び水槽部分を撤去することを優先する必要があると考える。また、これまで市から撤去要求を行ったと思うが、いまだに撤去されていないことについては問題ではないかと質疑があり、執行部から、個人施設の市有地への越境に対する処理については、建物の越境部分の撤去に対する通知書を送付している。市は、民法上、撤去請求権及び損害賠償請求権が認められているが、市の顧問弁護士と相談した結果、このような場合の事件判例としては、建物の越境による市の損害の程度、施設撤去の難易度、当事者の認識や交渉頻度等を考慮して、土地の売却による解決を図る事案として取り扱われていることから、土地を売却することにより問題解決を図ることが望ましいと考えている。なお、被害の程度及び施設撤去の難易度については、市有

地は狭小な土地であり、今後個別に有効な土地利活用は見込めず、被害は大きいとは言えない。また、相手方の建造物の撤去に対する難易度及び撤去費用と比較した場合は、相手方の負担が大きい状況である。当事者の認識や交渉頻度等については、これまでの経緯が平成7年に旧龍ヶ岳町において、本土地に隣接する道路整備を行う際、所有者の土地と白地の交換の話があり、市有地及び白地を代替として交換及び売却を含め、所有者の権利移転を進めることで、所有者と旧龍ヶ岳町の双方が公衆用道路としての整備及び使用を認めた経緯があることから、クラゲ加工場が設置されるまでの間、撤去請求はされていない。加えて、損害賠償請求を行うことができるが、損害賠償額の算定については、裁判等により決定されることとなり、相手方への損害賠償も含め、これに係る費用が発生する可能性がある。これらの状況を踏まえ、損害賠償請求に係る費用及び損害額を考慮すると、所有者との協議により解決を図ることが最善の解決策と考えられる。なお、土地所有者に対して、施設撤去の協議を併用しながら、土地売却等についても協議を行い、払い下げを行うことで了承を得ていると答弁がありました。

また、委員から、これまでの経緯等を見ると、約20年経過しているが、市による道路用地の土地の時効取得については検討していないのかと質疑があり、執行部から、時効取得についても協議したが、本件については道路と交換することを約束して整備された経緯を踏まえ、事務を進めるに当たり時効取得を行うことは行政としては適切でないと考えていると答弁がありました。

次に、市民生活部所管について、委員から、過誤納金還付金の内容について伺いたいと質疑があり、執行部から、過年度に支払っていただいた税額に修正があった場合に、多く支払っていた分について返還するものであると答弁がありました。

この答弁に対して委員から、どのような修正があったのかと質疑があり、執行部から、個人市民税、法人市民税及び固定資産税を計上しており、個人市民税については、過年度分の確定申告、修正申告において税額の変更があったことによる返還である。法人市民税については、前年度中間申告を行った法人において、企業の業績の悪化等により確定申告の際に納付額の減少による返還である。また、固定資産税においては、過年度分の償却資産の申告誤りによる返還であると答弁がありました。

以上のような審査を経まして慎重に審査し、起立採決の結果、原案否決と決定いたしました。

最後に、報告事項について申し上げます。

まず、企画政策課から、上天草市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）及び上天草市人口ビジョン（素案）について、上天草市人口ビジョンについては、総合戦略を策定する上で重要な基礎として位置づけ、本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、目指す人口の将来展望として、2060年の人口を1万2,647人と設定している。また、上天草市総合戦略については、上天草市第2次総合計画に掲げる施策をさらに深化・拡充し、各種の個別計画との整合性を図りながら策定し、「安定した魅力ある雇用を創出する」、「上天草市への人の流れをつくる」、「市民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心して快適な暮らしを創出する」の四つの基本目標を掲げ、設定

している。今後のスケジュールとしては、第5回の推進会議を開催し、その後、上天草市まち・ひと・しごと創生本部会議を開催し、承認後、今月中の策定を予定していると説明がありました。

次に、上天草市公共施設等総合管理計画について、監理課から、本計画は生産年齢の減少や少子高齢化、地方交付税の減少や義務的経費の増が見込まれる等の現状を踏まえ、人口規模に見合った計画的かつ効率的な施設配置や整備または維持管理に関する総合的な計画として策定したものである。本計画は、計画期間を10年とし、30年を見通し、経済現状等に合わせながら5年に一度見直しを行うとしている。今後は、本計画に基づき、施設維持に係る財政負担を軽減・平準化を図るとともに、利用者が安全・安心して利用できる施設の提供や市民ニーズに即した行政サービスの提供を行っていききたいと説明がありました。

以上が、委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会では、去る11月5日から11月6日にかけて視察研修を行いましたので御報告いたします。

今回は、大分県竹田市及び豊後高田市において、移住・定住及びまちづくりについて行政視察を行いました。

大分県竹田市においては、「内に豊かに、外に名高く」を基本理念に、農村回帰宣言都市による移住・定住施策に取り組んでおられました。その取り組みの一つである、行政、自治会、商工会会議所等さまざまな機関を会員とした竹田市農村回帰支援センターを設立され、市全体が一丸となった移住のサポート体制を構築し、全国的に人口減少が進行する中、竹田市では人口減少の緩和が図られているとのことでした。

また、竹田市においては、芸術家によるまちづくり等を推進しており、市外等の芸術家が竹田市で活動できるよう、アートレジデンス・プロジェクトを実施し、芸術家の活動のサポートを行うなどの取り組みを行っているとのことでした。そのほかにも、廃校跡地を利用して、大学のない竹田市へ芸術文化短期大学を誘致し、大学のないまちながらも大学生があふれ、学び集う竹田市を目指しながら地域活性化を図っておられました。

次に、大分県豊後高田市においては、昭和のまちづくりについて行政視察を行いました。昭和のまちづくりは、昭和の景観が残っていた商店街を生かしたまちづくりを推進しており、昭和風の木製看板等への改修、昭和の商品等の再生や各商店において手づくり商品等の販売等を通じて昭和のまちづくりを推進されておられました。昭和のまちづくりは、まちの存続に危機感を感じた商工会議所からスタートし、地域住民、行政等が連携し、うまく調和された体制づくりに成功していると感じました。昭和のまちづくりを推進した結果、当初約2万人の観光客が約40万人の増加につながったとの説明がありました。

今回の研修を通じて、移住・定住及びまちづくりの先進地においては、行政のみならず、民間、地域住民等さまざまな方が連携し、取り組みを行っていたことから、当市においても連携体制の構築に取り組む必要があると考えました。

今後の議会活動並びに各議員の見識を高め、深めることができた有意義なものとなりましたことを御報告いたします。

以上で、総務常任委員会の視察報告を終わります。

また、総務常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

よろしくお願いたします。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 委員長にお尋ねいたします。

委員長報告の中で、議案第67号、一般会計補正予算については、原案否決という形での報告を受けました。今の報告をずっと聞いている中で、どのようなところが論点になって否決になったのかというのが、聞いていて見えてこないんですけれども、どのようなところが論点になって、原案のほうが否決になったのか、お答えください。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） ここに書いてありますとおり、5ページです。樋島地区下桶川（公衆用道路）地積測量図作成業務委託料及び樋島地区下桶川土地（白地）購入費については、所有者の公衆用道路と白地を交換することについては、特に意見はないが、まずは基礎部分及び水槽部分を撤去することを優先する必要があると考える。また、今まで撤去させていないことについて問題ではないかと質疑がありました。ほかにも、ここに書いてあるとおりです。きちんと見ればわかります。

○議長（田中 勝毅君） 8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 私が聞きましたのは、この議案第67号というのは、補正予算、総務常任委員会だけじゃなくて全部の予算にかかわってきます。議会全体で委員会付託ということをやっていた中で、議案第67号が総務常任委員会で原案否決となった場合には、今までの例からいくと、委員会を尊重して我々は判断してきているわけですが、総務常任委員会の補正予算の中で、これが委員会ですっかりもまれてなかったならば、ここだけをどうにかするようなことをそのときになぜされなかったのか。これは、やはり我々がここで起立採決、賛成、反対していく中で、今まで委員会を尊重してきたわけですよ、議員の一人として。本当に言葉は申しわけないですが、これは総務常任委員会の怠慢でしかない。総務常任委員会の議論の割れ方が、1日かけても、2日かけてもやっておけば、このような委員長報告には私はならなかったんじゃないかなと思いますけれども、委員長としてどうお考えですか。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） 確かにそのとおりであります。これは1日でも2日でも、3日でも4日でもする必要があったと思います。ただ、言っているいいですか、自分の胸のうちの。

○議長（田中 勝毅君） そのときの状況、なぜされなかったか。

○総務常任委員長（北垣 潮君） 執行部からの説明や、現場の地図が本当に地域の番号も打っていないし、調べようもないし、もう少し執行部が説明してくればこういうことには。市民の皆さんの税金を使うのだから、本当はもう少し説明がほしかったと思うんですね。その辺が、私は、説明不足と思います。

○議長（田中 勝毅君） 8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 委員長、済みません、議会には質疑という項目があります。そのときに、執行部が提出してこなかった分は、議員がわからなければ各課に聞きに行ってもいいですし、ここで質疑として聞くことも可能なんです。執行部が出してこない分に関しては、我々は資料を請求する義務がある。市民に対して広めていくというのが、我々の役目です。それを執行部が出さなかったのをここで言うというのは、我々の役目じゃないですと、私は個人的に思います。委員長、申しわけないです。議会のあり方として、執行部が出さなかったことを我々が問い詰める、問い詰めるという言葉はよくないですね、明らかにして市民の方々に報告するというのが我々の役目です。委員長報告で、出してなかったから委員会ではできませんでしたというのは、これは言いわけに私はならないと思います。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） そこも、私はそのときわからなかったんです。うまいぐあいに、わからないようにされたのかなと、説明のところでもそうだったんですよ、実際。そういうことです。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

16番、渡辺君。

○16番（渡辺 勝也君） 今、8番議員からありましたように、そういう資料が出なかったからというようなことで――。総務常任委員会に付託を受けた以上は、なぜそういう資料提出を求めなかったのか。そこらも委員長、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） そのときは、まさか執行部がそういうことをすると思わな
いし、だから、わかりませんでした。

○議長（田中 勝毅君） 16番、渡辺君。

○16番（渡辺 勝也君） まさか執行部がそういうことをするというか、そういう根拠もないのに。隠したという根拠もないんでしょう。

○総務常任委員長（北垣 潮君） はい。

○16番（渡辺 勝也君） ならば、なぜそういう資料提供を、出してくれと提出を求めなかったんですか。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） そのときは気づきませんでした、私も。執行部が出しているのが本当だと思うものですから。後で見たら、番号が打ってないし。

○議長（田中 勝毅君） 16番、渡辺君。

○16番（渡辺 勝也君） いやいや、それで気づきませんと言うよりも、気づかなかつたら、否決も何もされないでしょう。気づかなくて否決をするということは、総務常任委員会の結局審議怠慢に当たるんじゃないですか。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） そういう見方もあるかもしれませんが、同数だったので、私はおかしいと思って否決しました。

○6番（宮下 昌子君） 総務常任委員会の中でどういう話があったのかというのを言っているのだから、その内容を答えないと。

○総務常任委員長（北垣 潮君） それはここに書いてあるとおりで。

○6番（宮下 昌子君） そのほかにもいろいろ私たちは話し合ったじゃない。

○総務常任委員長（北垣 潮君） わかりました。修正動議を出して、こういうことですか。総務常任委員会の内容ですか。

○議長（田中 勝毅君） 16番、渡辺君。

○16番（渡辺 勝也君） いや、修正動議の以前に、そうはわからないでいて、ならば修正動議を出すというの、いささかまた納得ができないところがあるんですね。わかりませんでしたと言っておきながら、それで修正動議を出すということは、それ以前の中でどうしてわかるような質疑をさせていただけなかったのかというところが、私はどうも理解ができないんですね。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） 委員会の中では、さっきも言いましたように、まだあそこに残骸というか、コンクリートが残っている。そこをまだとっていない。そういうことで、そこも大きな問題であり、そこで否決しました。ほかのところはまだわからないところだったんですね。後で、公衆用道路が根抵当権——抵当権が入っているということで、おかしいということになりました。後です。

○議長（田中 勝毅君） 16番、渡辺君。

○16番（渡辺 勝也君） 確かに、建物を解体して、基礎もということもありましたが、この総務常任委員会の報告書の中で、そこら十分、総務常任委員会は把握をした中での結論であつたらうかと思うわけなんです。しかし、この内容を見るならば、恐らくわからなかったというようなことはないんじゃないかならうかと思うものですから、あえて質問をさせていただいたわけでございます。

○議長（田中 勝毅君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（北垣 潮君） ここはここでわかっております。でも、わからないところも大分ありましたということです。

○議長（田中 勝毅君） 16番、渡辺君。

- 16番(渡辺 勝也君) ここはここでわかっているということであればですよ――。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) わかっているところで反対しました。
- 16番(渡辺 勝也君) わかっていて、そういう結果が出たわけですか。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) はい、そういうことです。
- 16番(渡辺 勝也君) ということは、わかってないということじゃないんですか。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) いやいや、わかっていないところもあった、わかっているところもあったから、わかっているところで反対しました。
- 16番(渡辺 勝也君) わかっていないところも十分にわかるよう質疑をしていただかないと、こういう報告ではみんなが混乱を来すことになるんですよ。
- 以上です。
- 議長(田中 勝毅君) 6番。
- 6番(宮下 昌子君) 総務常任委員ですけど、今のやりとりも悪い。
- 議長(田中 勝毅君) 総務常任委員長の報告に対することだから、委員長に尋ねておられるので。
- 6番、宮下君。
- 6番(宮下 昌子君) 委員長、私たちは委員会の中でいろんな話し合いをしたじゃないですか。執行部にも質問して、その内容をほかの皆さんはわからないわけですよ。だから、私たちがどういう質問をして、どういうふうに答えられたというのを、今の委員長の報告の中では十分に伝わらないので、いろんな広さの問題とか、交換するあれとか、いろんな話をして、おかしいんじゃないかというのを、たくさん私たちは討論したじゃないですか。その内容を言わないと、ほかの議員さんたちはわからないと思う。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) いいですか、じゃあ。
- 議長(田中 勝毅君) 総務常任委員長。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) これに書いてなかったからですね、私は。
- 6番(宮下 昌子君) 書いてないことを言わないと。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) はい、わかりました。
- 議長(田中 勝毅君) ほかにありませんか。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) 私が答弁します。
- 議長(田中 勝毅君) 総務常任委員長。
- 総務常任委員長(北垣 潮君) 道路用地と白地部分では面積が2倍近くあるなど、そういうことがおかしいという意見も出ました。執行部のほうでは、同じ価値があるなどとの答弁もありました。
- 議長(田中 勝毅君) ほかにありませんか。
- 〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長(田中 勝毅君) これで質疑を終わります。

次に、議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいまの委員長より報告がありました案件について、順次採決を行います。

まず、議案第60号、公益的法人等への上天草市職員の派遣等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、上天草市防災対策推進条例の制定についてを採決いたします。

本件について委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、上天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

総務常任委員会の委員長報告が終わりましたので、次に入る前に10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時51分

日程第2 経済建設常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、日程第2、経済建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）ほか9件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） それでは、経済建設常任委員長報告を行います。

さきの本会議において経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、12月9日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案審査前に、議案第73号、あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）の現地踏査を行いました。担当課長より、昭和63年度に埋立申請を行い、認可を受けて事業に着手し、平成26年度に事業完了、今年度竣工認可を受けたとの説明を受け、あらたに生じた土地の確認を行いました。

現地踏査の後に議案審査を行いましたので、その報告をいたします。

初めに、議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）所管部門についてでございますが、まず農林水産業費について、委員から、農地中間管理事業地域集積協力金とあるが、具体的にどのような事業なのかとの質疑があり、担当課長から、この事業は、人・農地プランを作成した地域が対象となり、対象地域の農地の2割以上を中間管理機構に貸し付け、その貸付面積の割合に応じて支払われる協力金である。今回は、農地中間管理事業で県の重点地域に認定された教良木地区に交付するとの答弁がありました。

また、委員から、有害鳥獣駆除委託料について、イノシシ罾が不足していると聞かすが、要望に対応できているのかとの質疑があり、担当課長から、毎年、箱罾を30個、くくり罾を20個つくっており、全部で約440個の罾を所有している。現在、猟友会等に貸し出している分で、使用されていない罾については返却を求め、できるだけ要望に応じていきたいとの答弁がありました。委員会として、1日も早く確認作業をして、有効活用できるよう最善の対応をされるよう

強く申し入れを行いました。

また、委員から、くまもとの6次産業化総合対策事業補助金について、どのような事業所に支給されているのかという質疑があり、担当課長から、この補助金は熊本県が実施する、「たけモン くまモン うまかモン プロジェクト」の商品認定事業者である株式会社むらたに対して、水産加工機器の整備等に必要な経費として、対象事業費の2分の1に当たる47万円を交付するとの答弁がありました。

次に、商工費のスポーツ合宿等誘致推進助成金について、委員から、今後どのような団体が合宿を予定しているのかとの質疑があり、担当課長から、バレーボールや陸上競技団体を予定しているとの答弁がありました。

また、委員から、年々合宿団体がふえている状況の中、受入施設事業者は料金体系や受入人数等の課題を抱えている。今後、事業者と協議を行い、改善に向けた取り組みが必要ではないかとの質疑があり、担当課長から、関係団体から意見を聞き、これまで取り組んできた成果を無駄にしないよう対応していきたいとの答弁がありました。

次に、土木費について、委員から、江樋戸港区の埋め立ては、当初、前島地区総合開発事業の残土を利用する計画であったが、事業進捗のおくれにより今回、購入土による埋め立てとなった。今後、予定されている埋め立ても、前島地区の残土を利用する計画なのかとの質疑があり、担当課長から、市の予算を抑制できることから、前島地区の残土を利用する計画であるとの答弁がありました。

また、委員から、湯島の定期船が現在使用している栈橋は、今後も定期船の発着用として使用するのかとの質疑があり、担当課長から、本年度において、もとの発着場に浮体式の栈橋を設置する予定であり、現在使用している栈橋は漁船等の使用が可能になるとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号、あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）でございますが、委員から、物揚げ場の利用状況からして、起債の繰り上げ償還を行い、土地の有効利用を図ることはできないのかとの質疑があり、担当課長から、財政課と協議して繰り上げ償還ができるか検討していきたいとの答弁がありました。

委員会としましては、全員、1日も早く残額を一括繰り上げ償還して、土地の有効活用を図るべきだとして強く要望をしました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号、字の区域の変更について（阿村港区）でございますが、本件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号、あらたに生じた土地の確認について（二間戸港区）でございますが、本

件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号、字の区域の変更について（二間戸港区）でございますが、本件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号、指定管理者の指定について（上天草物産館さんばーる）でございますが、本件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号、指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）でございますが、本件につきましても、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号、指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）でございますが、本件につきましては、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号、指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミュージ」天文台）でございますが、本件につきましても、慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第81号、指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）でございますが、委員から、これまでの指定管理者の施設管理状況について評価が分かれている中、今回、指定管理者の選定が行われたが、どのような選定内容だったのかと質疑があり、担当課長から、指定管理者の選定については、上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例等に基づき審査を行った。具体的には、「住民の平等な利用を確保することができるか」、「施設の効用を最大限に発揮させるとともに、経費縮減が図られるか」、「管理を安定して行うために必要な人員及び財政基礎を有しているか」の選定基準に沿って審査を行ったとの答弁がありました。

また、委員から、指定管理者が変わって管理状況が悪くなったという結果にならないよう、担当課としてしっかりと指導すべきであるとの質疑があり、担当課長から、施設の状況を確認しながら、しっかりと指導していきたいとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、報告事項について申し上げます。

産業雇用創出課より、前島地区総合開発事業の進捗状況について報告があり、国道266号線の交差点協議について、道路法第24条に係る熊本県警との協議を終え、現在、自然公園法の申請手続及び地権者との用地交渉を行っていること、また、観光交流拠点施設及び観光活性化拠点施設については、商工会や観光協会等の関係団体に呼びかけて検討会を立ち上げ、整備内容や運

営管理方法等について協議し、平成28年度に詳細設計、平成29年度の竣工を目指したいとの説明がありました。

委員から、前島地区総合開発事業で交差点の改良工事は重要な部分である。市は、前島地区を上天草市の観光拠点として、開発・整備しているという意識を持って取り組んでほしいとの意見がありました。

続いて、観光おもてなし課から、PS-1航空機の返還について報告があり、昭和59年に防衛省海上自衛隊から借用し、松島町合津シードーナツ横に設置している航空機について、老朽化により適正な維持管理が困難であり、また、費用対効果が低いと判断し、自衛隊に返還することとなった。なお、返還に係る費用は、自衛隊が負担し、市の持ち出しはないとの説明がありました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

最後に、閉会中の調査及び視察研修について報告いたします。

まず、上天草市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の調査として、10月2日にスパ・タラソ天草の現地踏査を行いましたので報告いたします。

先に、支配人から、平成26年度決算、平成27年度事業計画及び収支見込み、並びに機械設備等の状況説明を受けました。平成26年度は700万円弱の支出超過となったが、平成27年度は企業努力で支出を抑え、600万円弱の収入超過を見込んでいる。機械設備等については、経年劣化で修繕の必要な箇所が多く存在すると説明がありました。その後、プール及び温泉施設を回り、機械設備等の状況を確認いたしました。

委員から、お客様の満足度を向上させるため、修繕箇所については、行政と施設管理者とで協議しながら、迅速に対応してほしいなどの意見がありました。

次に、視察研修について報告します。

委員会では、10月29日、30日に、大分県豊後大野市と佐伯市を訪問し、視察研修を行いました。

豊後大野市では、ジオパークを活用した観光振興について研修を行いました。ジオパーク事業では、地域資源の認識を深める取り組みとして、市内の全中学校においてジオパークの授業がカリキュラムに組み込まれていること。また、ジオガイド養成講座を開講し、ガイド育成に取り組まれていました。一方で、市民レベルでもジオサイトの写真を商品パッケージに掲載するなど、市全体でジオパークを活用した観光振興が図られていました。

本市において、今後、ジオパーク事業を推進する取り組み事例として参考となる研修になりました。

次に、佐伯市では、ツワブキ栽培について研修を行いました。先に、市の担当職員及びJA職員から、ツワブキ栽培に取り組んだ経緯や課題等について説明を受け、その後、産地に出向き、具体的な栽培方法などの説明を受けました。ツワブキは、鳥獣被害に強い作物とし、沿岸部を中

心に栽培されており、現にこれまで鹿やイノシシ被害の報告はないとのこと。また、霜に弱いものの手軽に栽培できる作物であることから、近年、イノシシ被害で多大な被害をこうむっている本市にとって、今後の取り組みの参考になる研修となりました。

ジオパークに関しましては、先日、12月14日、上天草市のジオサイトを、天草市立御所浦白亜紀資料館学芸員の鶴飼氏に同行していただき、現地視察勉強会を委員会で行いました。また、ツブキに関しましては、大分の生産者をお願いをして、株分けをしていただき、何川議員ともども30人近い人にツブキを植栽していただいております。近い将来、それぞれが株分けを実行して広げていきたい、このように思っております。

今回視察した両市の事業は、本市の今後の取り組みの参考となり、有意義な研修であったことをここに御報告いたします。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

よろしく願いをいたします。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

8番、高橋君。

○8番（高橋 健君） 手元に資料としてありますので、4ページになりますけれども、前島地区の残土が使用できなくなったので、購入土をします。その後の答弁で、今後の計画の中で残土を使うときには、前島地区の残土を予定していると答弁がありますけれども。認識する中で、今の状態で前島地区の残土というのは、予算を組むに当たっていかがなものかという意見は出ませんでしたか。今後、残土を使った工事をする中で、今後も前島地区のを予定していけば補正で出てくるわけですね。それならば、最初から残土購入という形でしといて、私は減る分には、前島地区のほうが進捗して行って、前島地区の残土を使用しますとしていったらどうかという意見は出ませんでしたか。

○議長（田中 勝毅君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） 今の意見は出ませんでした。執行部のほうから、今、用地交渉を一生懸命取り組んでいるし、とにかく27年度中にそういう実施に入っていきたいという決意が述べられましたので、委員会としてはそれを了承しました。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

15番、桑原君。

○15番（桑原 千知君） 今の8番議員の質問に関連しますけど、委員会の中で、私も道路の件は一般質問の中で発言したわけですが、質問した内容等は皆さんも御存じだと思います。予算関係が伴う中で、1日も早くできるような中で私は私見として言ったわけですが、合併特例債あたりも絡んで、その予算を利用してできないものかというような案件を言いましたけど、私の一般質問に絡んだ部分に対してそのような意見は出ませんでしたか。

○議長（田中 勝毅君） 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（園田 一博君） ただいまの財源について、合併特例債等の意見はなかったんですが、今、8番議員にも答えましたように、執行部のほうが、今、懸命に努力をしているということで、委員会としては、とにかくそれを応援したいという気持ちが強うございました。

○議長（田中 勝毅君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで質疑を終わります。

議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論の通告がっておりますので、発言を許します。

議案第81号、指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）について、6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 議案第81号、指定管理者の指定について、反対討論をいたします。

上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園については、これまで3施設別々に指定していたものを、今回から一つにまとめて指定するようになりました。そのことによって、応募する団体などが少ない人数の場合、受けるのが難しくなったと考えられます。選定については、選定委員会が決定するものですが、選定においてこれまでの3施設の管理状況など、どう検証され、どう反映されたのか、疑問に感じるところがあります。私も姫戸町の住民として、これまでの管理者は白嶽森林公園に愛情を持って管理されていたことを知っています。観光客もふえて、リピーターもふえています。

今回、選定方法に疑問を感じ、この指定については反対いたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、賛成討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第73号、あらたに生じた土地の確認について（阿村港区）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、字の区域の変更について（阿村港区）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、あらたに生じた土地の確認について（二間戸港区）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、字の区域の変更について（二間戸港区）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、指定管理者の指定について（上天草物産館さんぱーる）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号、指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、指定管理者の指定について（上天草市樋合海水浴場休憩施設「海の家」）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されま

した。

次に、議案第80号、指定管理者の指定について（上天草市龍ヶ岳山頂自然公園及び上天草市「ミューイ」天文台）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、指定管理者の指定について（上天草市姫戸白嶽森林公園、上天草市姫戸小島公園及び上天草市姫戸諏訪公園）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。本件は委員長報告のとおり決定することに、賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第65号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、ほか9件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、去る12月10日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第65号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、この改正により枠が広がるが、未返還もふえる可能性が考えられる。未返還に対する計画はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部より、現在も保護者や第三者など2名の連帯保証人をとっている。当然、債務者である申請者本人が返すべきものであるが、返還されなければ保護者や連帯保証人に広げて、今後も徴収に努めてまいりますとの答弁がありました。

これを受け委員より、連帯保証人の選定など、しっかりした基準を設けてやっていただきたいとの意見がありました。

また、委員より、今までは人物及び学業ともに優秀な者とあったが、改正により、勉学に意欲がある者となった場合も学校の推薦で上がってくるのかとの質疑があり、執行部より、本人が奨

学金の貸与を希望した場合、学校からの推薦書が提出される。そこに記載される日ごろの学習態度などを参考に、意欲という部分を評価させていただく予定であるとの答弁がありました。

これを受け委員より、欠席が多ければ勉学に意欲があるとは考えられないため、出席日数などの部分になるのかとの質疑があり、執行部より、今から基準をつくるが、委員の意見も尊重しながら選考基準を策定したいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第66号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定については、委員より、在學生は料金の値上げについて知っているのかとの質疑があり、執行部より、在學生には昨年ごろから建設に係る説明の折に値上げについて説明し、ことしの新入生については、ことし3月に新入生の保護者説明会の折に説明を行った。また、来年の入学案内にも値上げの予定を記載しているとの答弁がありました。

これを受け委員より、保護者説明会では値上げに対する意見はなかったのかとの質疑があり、執行部より、値上げに対する意見は伺っていないとの答弁がありました。

また、委員より、この料金は来年4月からとなるが、現在の環境で、この時期に値上げしなければ償還などに問題があるのかとの質疑があり、執行部より、委員御指摘のとおり、校舎や寮は来年11月末に完成予定で、再来年の1月ごろからの利用となる。病院内では、値上げを最小限に抑え、県内の他施設との均衡を図るのがいいのではないかと結論に達した。また、起債償還や交付税を差し引いて2,400万円程度の費用が増加する見込みであるため、今後も様子を見ながら値上げの検討が必要ではないかと考えているとの答弁があり、これを受け委員より、将来的にまだ上がっていくとの答弁であったが、それで生徒を確保できるのか。また、後期の授業料については、この条例案でいいと思うが、来年度のみ前期の授業料を従前どおりにできないかとの質疑があり、執行部より、確かに余り値上げすると学生募集に支障を来すのではないかと心配しているが、かなり費用も増加するため、県内の他施設の状況を見ながら、今後も慎重に値上げの検討をしたいと考えており、御理解をいただきたいとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）は、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会では慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第68号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきましても、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会では慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第69号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）につきましても、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会では慎重に審査しました結果、全員

異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第70号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましても、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第71号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましても、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号、平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）につきましても、本会議におきまして詳細な説明がありましたので、委員会で慎重に審査しました結果、全員異議なく原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第82号、指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）について、委員より、50万円以下の修繕については指定管理者がするような決まりだったと思うが、現指定管理者が行った50万円以下の修繕について伺いたいとの質疑があり、執行部より、指定管理の契約にリスク分担が示されており、昨年度の実績では7件の修繕が行われたとの答弁がありました。

また、委員より、管理状況について、2カ月や3カ月に一度は調査をしているのかとの質疑があり、執行部より、規定で3カ月に一度実績報告の提出をするようになっているとの答弁がありました。

これを受け委員より、例えば、業務で大矢野に来た際には体育館等に行き、現場を見ることはないのかとの質疑があり、執行部より、今までは定期的に施設の巡回をしていなかったが、昨年アロマの雨漏りがあった以降、担当が施設に赴き、指定管理者と協議を行っているとの答弁がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第83号、指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）については、委員より、現指定管理者が行った修繕について伺いたいとの質疑があり、執行部より、昨年度実績で19件、約95万円の修繕が行われたとの答弁がありました。

これを受け委員より、アロマはまだ修繕箇所が大分あると思われる。市である程度一括して修繕しなければ、修繕件数がふえるのではないのかとの質疑があり、執行部より、ベンチなど破損が数カ所あるため、年度が変わる前には解決し、新指定管理者に引き継ぎたいとの答弁がありました。

また、委員より、部活動が社会体育へ移行するため、大矢野総合スポーツ公園やアロマが拠点になってくるとと思われる。監督などを含め、新指定管理者がどうかかわっていくのかということについて指導などを考えていただきたいとの意見がありました。

このような質疑を経まして、委員会では全員異議なく原案のとおり可決することに決定いたし

ました。

以上が、文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定いたしましたことも御報告いたします。

なお、水道局から、倉江浄水場、阿村浄水場、その他施設の管理委託変更に伴う予算流用の報告について、上天草総合病院から、備品等購入に伴う平成28年度予算への計上など、上天草看護専門学校建設工事及びその他改築工事の進捗状況について、学務課から、中北小学校、中南小学校、維和小学校の学校規模適正化の進捗状況と上小スクールバスについて報告がありました。

上小スクールバスについては、9月定例会での陳情の採択を受け、10月の教育委員会に報告し、現地踏査を行い、11月の教育委員会において審議の結果、本件については不採択となった旨の報告がありました。

これを受け委員より、教育委員会議での審議経過について伺いたいとの意見に基づき、文教厚生常任委員会として、教育委員会との共通理解を深めるための意見交換会開催を要望することに決定いたしました。

次に、社会教育課から、今年度開催する第44回天草パールラインマラソン大会開催について、前回の事故に対する対策やコースの新設、メイン会場変更などの報告がありました。委員より、パンフレットにベストアメニティと企業名が掲載されているが、このような掲載に至った経緯について伺いたいとの質疑があり、執行部より、企業から多額の協賛金の申し出があり、第2回の組織委員会において提案したところ、承認を得られたため掲載することとなったとの説明がありました。

これを受け委員より、多額の協賛金については感謝するべきだが、このパールラインマラソンをつくるために先人が奔走した歴史や、大矢野町時代から協賛されている企業への配慮が足りなかったのではないかと。また、掲載の仕方は、企業が主催者になったような感じを受けるとの意見があり、執行部より、慎重に対応すべきだったと考える。今回の御意見を踏まえて、今後の課題として取り組んでいきたいとの説明がありました。

次に、和光園から、上天草市養護老人ホーム民営化実施計画（案）について説明があり、委員より、和光園をつくる際に、寄附をした人や財産区からも幾らかの補助があった。また、教良木の議員や区長が相当の努力をされたことから、教良木地区住民の気持ちを考え、持ち帰って説明したいとの意見があり、執行部より、まだ計画段階であり、計画を踏まえた中で、地域の方にも説明をとということであれば、説明会が必要ではないかと考えているとの説明がありました。

最後に、去る10月13日から14日に、文教厚生常任委員会として、所管部門の調査のため視察研修を行いましたので、あわせて御報告いたします。

今回、東京都立広尾病院が行っている島嶼医療について視察研修を行いました。明治28年に開設された広尾病院は、昭和55年に全面改装し、屋上にヘリポートを併設され、島嶼医療の基

幹病院として院の重要な事業の一つに掲げ、伊豆諸島・小笠原諸島の救急医療を行い、島嶼で発生する救急患者の80%近くが広尾病院に搬送されており、また、平成17年度に更新された画像伝送システムを活用し、島嶼の診療所や病院と医療連携を行っているとのことでした。

ヘリによる島嶼からの救急患者搬送体制については、伊豆諸島・小笠原諸島ともに、昭和30年から自衛隊機による救急患者の搬送を行っていたが、伊豆諸島については、昭和42年から昼間のみ東京消防庁の防災ヘリと救急車を併用した搬送が開始され、昭和56年から重篤患者のみヘリによる病院への直接搬送が開始されております。さらに、病院周辺の地域住民への説明会を重ね、平成20年3月から適用基準を定め、基準に該当する重篤患者に限り、ヘリによる病院への直接搬送が24時間可能となったとのことでした。また、ヘリでの搬送は、一番近い島で往復50分であるが、ヘリを運航する際には搭乗員名簿や飛行プランの作成が必要であるため、ヘリの出動要請から帰るまでに最短でも3時間前後はかかるものの、島嶼からの船や救急車による搬送に比べれば短時間であるとの説明を受け、意見交換、病院内の視察を行いました。

次に、衆議院議員会館、参議院議員会館におきまして、園田衆議院議員、松村参議院議員、馬場参議院議員を表敬訪問し、「自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置の充実強化について」要望書を提出し、意見交換を行いました。また、松村参議院議員、馬場参議院議員同席のもと、総務省自治財政局に、市長、議長連名の、「地方財源の充実確保について」の要望書を提出し、平成28年度の地方財政の課題と地方交付税の概算要求の概要についての説明を受け、意見交換を行いました。

以上、今後の議会活動並びに議員の見識を高めることができた有意義な研修となりましたことを御報告申し上げ、文教厚生常任委員長報告を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

11番、島田君。

○11番（島田 光久君） 委員長、お疲れです。議案第66号について、上天草市立上天草総合病院使用料等の値上げ、改正について1点だけお尋ねしたいと思います。

今回は、入学金と授業料の値上げになっております。これも大幅な値上げです。今後も値上げを検討されているという、さっきの委員長の報告でありましたけど、入学金は1回きりで済むんだけど、授業料は、前期・後期、3年間負担することになると思うんですよ。今後、値上げを検討されているんだったら、年度を区切って、何年度に改正する予定があると入学時に生徒に報告しとかないと、入った後、授業料が上がるということは、相当生徒のリスクが高くなってくると思うんですけど、そういう検討はなかったですか。

○議長（田中 勝毅君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 今の島田議員の御意見は大変ありがたいお言葉でございます。委員会の中でも、そういった部分も含めて、上げることにしている部分に対しては全く同じような考えの議員さんばかりでございました。その辺は、年度区切りも含めて近隣の同

施設の金額等を比較して、上げる分には慎重にしてくださいということで、同じようなことで話をしましたので。あとは執行部がその意を酌んでされると思いますので、ようございますか。

○11番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（田中 勝毅君） ほかに質疑ありませんか。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 上小学校のスクールバスの件についてお伺いします。

これは、私たち議会が陳情を受けて採択した件ですけれども、教育委員会では不採択となったという報告があったということで、その審議経過について意見交換会を今後するというので報告はありましたけれども、よければ審議経過の内容について、少し説明があったのであれば、どうということの不採択となったのかというのが出たのであれば、その辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中 勝毅君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） 今、宮下議員が言われる案件に関しては、私もなぜという部分はありました。ただ、委員会では、今のこれはまだわからなかったものだから、実は二、三日前、副委員長と二人で教育部のほうに行って、その内容を聞いてきました。それは、まだ委員会の中で私も報告していないものだから、その辺は次回、全員協議会があったときにでも話をします。結果が出たのは事実ですから、今後の対応をどうするかということで、部長と話をしましたね。だから、執行部とそこは交渉していきますので。

○議長（田中 勝毅君） 6番、宮下君。

○6番（宮下 昌子君） わかりました。このスクールバスの件については、上小学校だけでなく、ほかのところでも出てきていますので、やはり議会では採択しておりますので、よくその辺は委員長として教育委員会のほうとも話をさせていただいて、まずは子供たちのためにどうしたら一番いいのかということで意見交換会なりしていただければと要望いたします。

○文教厚生常任委員長（桑原 千知君） わかりました。いいですか。

○議長（田中 勝毅君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ、これで質疑を終わります。

議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第65号、上天草市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、上天草市立上天草総合病院使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成27年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成27年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成27年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、指定管理者の指定について（上天草市大矢野総合スポーツ公園）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、指定管理者の指定について（上天草市松島総合運動公園）を採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第67号 平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第4、議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本件に対しては、北垣潮君ほか一人から、修正の動議が提出されております。これを原案とあわせて議題として提出者の説明を求めます。

北垣潮君。

○10番（北垣 潮君） 発議者、上天草市議会議員、北垣潮。

発議者、上天草市議会議員、宮下昌子。

議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由。

この場所は、クラゲ加工場が、市有地と県が管理する白地部分まで占拠して建てられ、建築違反があったため撤去することになった場所である。本来なら既に撤去されていてしかるべきものである。しかし、基礎と水槽部分が残され、その部分については、その所有者であるA氏が撤去する旨の約束をしていたにもかかわらず、いまだに撤去されていない。まずは、約束どおり撤去させることを優先すべきである。

購入理由に、公衆用道路として使用しているA氏所有の土地を市道として認定するため、白地を市が購入し交換するものと説明があったが、市道認定のためなら、直接A氏所有の公衆用道路の部分を購入すればよいことで、市が必要としない白地部分を購入する必要はないと考える。

交換するとなっている白地部分面積450.09平方メートルとA氏名義の公衆用道路部分面積274.94平方メートルでは倍近くの開きがあり、面積が余りにも違い過ぎている。同等交換となり得るのか疑問である。

市に必要な白地部分をわざわざ購入することは、到底市民に理解を得られるものではない。

以上の理由からこの補正予算に関しては、一部を削除すべきと考え別紙のとおり修正案を提案するものである。

修正案は別紙をごらんください。

○議長（田中 勝毅君） ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

ここで、討論の順番を申し上げます。

まず、市長提出の原案に賛成者の討論を行い、次に、議案及び修正案いずれにも反対する方の討論を行います。

次に、市長提出の原案賛成者の討論を行い、最後に、修正案に賛成の討論を交互に行います。

それでは、討論に入ります。

まず、市長提出の原案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案及び修正案いずれにも反対する方の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 次に、市長提出の原案に賛成の討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 次に、修正案に賛成の討論はありませんか。

11番、島田君。

○11番（島田 光久君） 私は修正案に賛成の立場で討論いたします。

今回の修正案は、白地（国有地）を180万円で購入して、公衆用道路として交換をし、市道認定する予算180万円と測量予算です。

この道路は、地域住民が30年前から利用されております。20年前に、旧龍ヶ岳町が舗装、整備をされる折に、分筆がなされて公衆用道路となっております。当然、公衆用道路となっているから、固定資産税は課税されていないわけです。そして、公衆用道路となっているけど、登記は未登記で、地権者がいらっしゃいます。公衆用道路として利用して20年以上経過をしております。私は民法の時効取得ができると判断しております。時効取得が成立するか、しないかは、裁判所が判断をいたします。でも、今回は、時効取得はできない理由があるんだと、それはこの公衆用道路を整備する折に、当時の地権者と旧龍ヶ岳町との交換条件、白地と公衆用道路を交換するという条件が交わされていたと一部の職員が言っております。なら、その状況を証明する、約束事を示す記録が残っているかと聞くと、そういう記録は残っていないと。現時点で、約束はあったけど記録は残っていないと。ならば、ここを時効取得しないなら、20年前だったら、当時の町長なり、課長なり、関係者がまだいらっしゃるの、その確認をする必要があると思います。それを書類として整備して初めて時効取得しない理由をつくらないと、この交換を私はできないんじゃないかと思います。例えば、仮に交換するとした場合、今回180万円で白地を購入されます。公衆用道路と交換するわけですけど、結局、先ほどの提出者の中にもあったように、白地部分が倍ぐらいあります。だから、せめて同等の交換が私は必要じゃないかと思います。

それと、地域住民の人の話を聞きますと、埋立申請のときに、今回は地権者を取り巻く形で白地が発生しております。当時、埋立申請のときに、海に入る白地部分を通路としてとるような約束事があったと。それは、近くの住民の人がそれを証明すると言っておられます。

それと、執行部は、白地面積は広いけど、白地だから、国か県の基準で算定すると180万円ぐらいなんだと。公衆用道路は、170万円、180万円ぐらいで、金額的には変わらないと説明されております。ところが、確かに白地だったらその単価でいいかと私は思います。でも、現時点は、そこに工場が建っていて、基礎が残っております。という、雑種地ではないんです。宅地並みの算定を私はすべきと思います。当然、そこがまだはっきりしていない。

それと、もう一点、今度は真の目的が、その公衆用道路を市道認定するのが第一の目的ですから、例えば先ほどもあったように、その公衆用道路を市が買い取って市道認定すれば、私は済むと思うんですよ。なぜ白地を買う必要があるか。

それと、あと一点心配するのは、今、公衆用道路は未登記です。そこを交換して登記をするということだけど、私が総務常任委員会までは全然知らなかったんですが、その公衆用道路は根抵当権が設定されているんです、4社の。本当に登記を変えきれるか。相当リスクが私は発生すると思います。

だから、今回は取り下げて、もう一回地権者と協議をされて、再度、私は出直したほうがいい

んじゃないかという形で、この修正動議に賛成であります。

ぜひ、議員の皆さん、慎重に考えて、結論を出してもらいたいと思います。

これで私の討論を終わります。

以上です。

○議長（田中 勝毅君） お諮りいたします。12時を過ぎ昼食の時間となりましたが、審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、時間を延長して審議を続けます。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） なければ討論を終わります。

議案第67号、平成27年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

まず、北垣潮君ほか1名から提出されました修正案についての採決です。

7番、西本君。

○7番（西本 輝幸君） 私はこの件について、十分理解ができておりませんので、退席をさせていただきます。

〔7番 西本輝幸議員退席〕

○議長（田中 勝毅君） 本修正案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立少数です。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田中 勝毅君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（田中 勝毅君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付していますように、各委員会の委員長より所管事務調査及び付託事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。よって、各委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上で、本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これもちまして、平成27年第5回上天草市議会定例会を閉会いたします。（発言する者あり）

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じますので、念のため申し上げます。

閉会 午後 0時10分